

四日市市上下水道局管理規程第 15 号

四日市市上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 10 月 8 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程（昭和 33 年四日市市上下水道局管理規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後					
(手当の支給)					
第 2 条 特殊勤務手当の種類、勤務内容及び手当額は、次のとおりとする。					
種類		勤務内容	区分	手当額	備考
(略)					
<u>災害応急作業等手当</u>	<u>第 1 種</u>	<u>災害対策本部等の指示命令により、企業職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業、災害応急作業のための災害状況の調査、警防又は救急活動（管理者がこれに準ずると認める業務を含む。）に従事したとき。</u>	日額	<u>1,080 円</u>	<u>ただし、日没時から日出までに従事したときは、540 円以内の額を、任命権者が著しく危険であると認める現場で作業に従事したときは、1,080 円以内の額を、それぞれ加算することができる。</u>

第 2 種	災害対策本部等の指示命令により、企業職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査等の業務（管理者がこれに準ずると認める業務を含む。）に従事したとき。	日額	1,080 円	ただし、深夜に従事したときは、540円以内の額を加算することができる。
（略）				

改正前
（手当の支給） 第2条 特殊勤務手当の種類、勤務内容及び手当額は、次のとおりとする。

種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
<u>災害危険作業出動手当</u>	<u>災害対策本部の指示</u> 命令により、企業職員が <u>災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧業務</u> (管理者がこれに準ずると認める業務を含む。)に従事したとき。	日額	<u>530円</u>	
(略)				

附 則

この規則は、告示の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(上下水道局管理部総務課)